

(規 73～75)

効力・通則

営 業 規 則

## 第 4 章 乗車券類の効力

### 第 2 節 乗車券の効力

(有効期間)

第 73 条 乗車券の有効期間は、次の各号によります。

(1) 普通乗車券

ア、片道乗車券 1 日

イ、往復乗車券 片道乗車券の有効期間の 2 倍

ウ、野岩鉄道線經由東武鉄道線との相互発着のものは 200 キロメートルを超えても 2 日、及び東日本会社線内との相互発着となるものは 100 キロを超える場合であっても 2 日とします。

(2) 定期乗車券 1 箇月、3 箇月及び 6 箇月

(3) 回数乗車券 2 箇月

(4) 団体乗車券 その都度定めます。

(途中下車)

第 74 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間以外の任意の駅に下車した後、再び列車に乗り継ぎ旅行をするときは、次の各号によるものとします。

(1) 普通乗車券及び回数乗車券 前途無効とします。

ただし、湯野上温泉駅及び塔のへつり駅は、途中下車可とします。

(2) 定期乗車券 制限しません。

(3) 団体乗車券 その都度定めます。

(回数乗車券の同時使用)

第 75 条 回数乗車券は、同行する旅客がある場合に当該回数乗車券の最終券片を所持する旅客と同時に使用し、かつ、旅行を終了するまで同行するときに限り、これを使用することができます。

2 大人用の回数乗車券は、これを小児が同時に使用する場合は、第 67 条の規定にかかわらず、1 券片をもって小児 2 人が乗車することができます。

(改氏名の場合の定期乗車券の書替)

第 76 条 定期乗車券の使用者は、氏名を改めた場合は、これを駅に差し出してその氏名の書替を請求するものとします。

(規 77～78)

効力・通則

営 業 規 則

(乗車券が無効となる場合)

第 77 条 乗車券（往復乗車券、回数乗車券については、その使用する券片）は、次の各号に該当する場合は、その後の乗車については無効とします。

- (1) 旅客が第 74 条の規定により、前途無効の取扱いをうけたとき。
- (2) 旅客が規則第 137 条 3 項の規定より、前途の乗車を拒絶されたとき。
- (3) 鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

(定期乗車券以外の乗車券が無効となる場合)

第 78 条 定期乗車券以外の乗車券は、次の各号に該当する場合は、その全券片を無効として回収します。

- (1) 旅客運賃割引証と引換に購入した割引の乗車券を割引証の記名人以外の者が使用したとき。
  - (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
  - (3) 規則第 26 条第 1 項の規定により無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
  - (4) 身分又は資格を偽って発売された各種割引証又は証明書で購入した乗車券を使用したとき。
  - (5) 券面表示事項（途中下車印を含む）を、ぬり消し、又は改変して使用したとき。
  - (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通乗車券若しくは回数乗車券又は普通乗車券と回数乗車券とを使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
  - (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
  - (8) 身分証明書等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客がこれを携帯していないとき。
  - (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。
  - (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
  - (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、第 71 条に規定する場合を除く。
  - (12) 乗車券をその券面に表示された発着の順序に違反して使用したとき。
  - (13) その他乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。
  - (14) 手回品持ち込みに関する規定に違反し、下車させられたとき。
- 2 前項の規定は偽造（偽装を含む）した乗車券を使用して乗車した場合に準用します。

(規 79～80)

効力・通則

営 業 規 則

(定期乗車券が無効となる場合)

第 79 条 定期乗車券は次の各号に該当する場合は、無効として回収します。

- (1) 定期乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期乗車券を使用したとき。
- (3) 使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入した定期乗車券を使用したとき。
- (4) 券面表示をぬり消し、又は改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない2枚以上の定期乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期乗車券の区間と連続していない普通乗車券又は回数乗車券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期乗車券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。(第 33 条の規定による割引の定期乗車券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含む。)
- (8) 有効期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期乗車券をその満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期乗車券を使用する旅客が規則第 81 条の規定による身分証明書を携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期乗車券を不正乗車的手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期乗車券を使用した場合に準用します。

(通学定期乗車券の効力)

第 80 条 通学定期乗車券は、その通学する指定学校の代表者の発行した身分証明書を携帯する場合に限って有効します。

- 2 身分証明書の様式は様式第 5 号 (2) のとおりとします。
- 3 指定学校において、その代表者が発行した身分証明書又は学生証で、前項に規定する様式に準ずるものは、同項の身分証明書に代用することができます。

(規 81～81)

効力・通則

営 業 規 則

(割引乗車券等の効力)

第 81 条 学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した乗車券は、当該割引証に記入されている学生又は生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の身分証明書を携帯する場合に限って使用することができます。

2 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通乗車券は、当施設の代表者の発行した旅客証明書を携帯する場合に限って使用することができます。

3 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月間とします。様式は様式第 6 号のとおりとします。

4 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができます。

5 身体障害者手帳を呈示して、購入した乗車券は、身体障害者手帳を携帯する場合に限って使用することができます。